

議第73号

呉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市印鑑条例の一部を改正する条例

呉市印鑑条例（昭和62年呉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市の<u>住民基本台帳</u>に記録されている者とする。</p> <p>2 略</p> <p>(登録申請の不受理)</p> <p>第5条 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録の申請を受理しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項</u>に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもの（外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民（以下「非漢字圏外国人住民」という。）にあつては、住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたものを含む。）で表していないもの（市長が認めたものを除く。）</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3) ～(7) 略</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市が備える<u>住民基本台帳</u>に記録されている者とする。</p> <p>2 略</p> <p>(登録申請の不受理)</p> <p>第5条 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録の申請を受理しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13</u>に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（<u>令第30条の16第1項</u>に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもの（外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民（以下「非漢字圏外国人住民」という。）にあつては、住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたものを含む。）で表していないもの（市長が認めたものを除く。）</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3) ～(7) 略</p>

<p>(登録事項)</p> <p>第7条 印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、<u>氏名及び通称</u>）</p> <p>(4) ～ (7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(印鑑登録原票の消除)</p> <p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録原票を消除するものとする。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 登録者の氏名、氏又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）が変更されたため、登録印鑑が第5条第1号に該当することとなつたとき。</p> <p>(6) ・ (7) 略</p>	<p>(登録事項)</p> <p>第7条 印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 氏名（<u>氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏</u>、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては<u>氏名及び当該通称</u>）</p> <p>(4) ～ (7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(印鑑登録原票の消除)</p> <p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録原票を消除するものとする。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 登録者の氏名、氏（<u>氏に変更があつた者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。</u>）又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）が変更されたため、登録印鑑が第5条第1号に該当することとなつたとき。</p> <p>(6) ・ (7) 略</p>
---	---

付 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

(提案理由)

住民基本台帳法施行令及び印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。